

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	水張検査を適用しない変更工事の範囲の拡大
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室
評価実施時期	令和6年7月
事前評価時の想定との比較	【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。 【事前評価時におけるベースラインの検証】 課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等によって事前評価時に想定していなかった影響は生じておらず、事前評価時におけるベースラインに変化は無い。 【規制(緩和)を継続する必要性】 近年のシミュレーションや非破壊検査の技術の進展により、事業者の水張検査の負担が軽減されるため、引き続き当該規制緩和は必要である。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 「屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討会」での報告書において示された水張検査を代替することができるための3要件を満たしているか否かの確認作業に以下の費用が発生することとなる。 [遵守費用] ・確認作業に係る費用:約150万円/基(第三者機関への聞き取り調査により確認) [費用推計との比較] 乖離はない。 【「行政費用」の把握】 [行政費用] 規制緩和後のモニタリング等については必要ないため、行政費用は特段発生しない。 [費用推計との比較] 乖離はない。 【効果(定量化)の把握】 [効果] 現行の水張検査において事業者が負担していた水張検査の実施に係る費用、水張検査に係る手数料が削減されるという効果があった。また、水張検査を代替することにより、工期を約1ヶ月短縮することができた。 [効果予測との比較] 乖離はない。 【便益(金銭価値化)の把握】 [便益] 水張検査の実施に係る費用については、屋外タンク貯蔵所の規模により異なるが、10万キロリットルの屋外貯蔵タンクの場合、約1千万円である。 また、市町村長等に対する水張検査に係る手数料は、当該地方公共団体が地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に定める金額と同一の金額を条例で定めている場合、タンクの区分に応じて以下のとおりである。 ①容量1万リットル以下のタンク 6千円 ②容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク 1万円 ③容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク 1万5千円 ④容量200万リットルを超えるタンク 1万5千円に100万リットルまたは100万リットルに満たない端数を増すごとに4千4百円を加えた額 本改正による水張検査を適用しないケースは令和元年度から令和5年度までに29件で確認されている。 [便益推計との比較] 乖離はない。 【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 [副次的及び波及的な影響] 副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。 [費用推計との比較] 乖離はない。
考察	本改正により、水張検査の代替のための要件を満たしているか否かの確認作業の費用が発生した一方で、改正前の規制において事業者が負担していた各種遵守費用の削減及び工期の短縮により、事業者の負担が低減された。 上記の費用と便益を比較した場合、規制緩和により得られる便益の方がより大きいため、本規制緩和は妥当性があったものと言える。
備考	